

彦根カントリー倶楽部 殿

彦根CC グリーンカード登録のお約束書

貴倶楽部のグリーンカードの趣旨を十分理解し、登録・申し込みを致します。

- 1. 私は、グリーンカード会員としての自覚と認識をもって、貴倶楽部に迷惑をおかけすることなく、貴倶楽部の施設（ハウス・コース等）を利用致します。
- 2. 私は、エチケット＆マナー及びプレーに関し滋賀県ゴルフ場利用約款（彦根カントリー倶楽部一部改定）を遵守し、ゴルフプレーする事を約束致します。
- 3. 私は、貴ゴルフ場がその利用約款で暴力団等の反社会勢力に属する者による利用を拒絶していることを承知した上で、私が暴力団に属していないこと、暴力団等の関係者を同伴してプレーしないことを誓約致します。
- 4. 私は、正会員及びプレーヤーと倶楽部に対し、万が一著しい迷惑・事件・事故等を起こしたり、著しいエチケット及びマナー違反を起こした場合は、倶楽部より来場停止やグリーンカード会員としての登録を抹消されても、一切異議の申し立てを致しません。
- 5. このお約束書は、彦根カントリー倶楽部グリーンカード会員登録期間中有効と致します。

以上、ここにお約束致します。

登録
ご本人様
自署

お約束日 年 月 日

お願い

このお約束書を、登録申し込み書と一緒に事務局に提出頂けませんか、
グリーンカード登録手続き及びカードの発行が出来ませんのでご注意ください。

彦根カントリー倶楽部

いつもご利用頂いてる
お客様（ゲスト）専用のカードです。

グリーンカード ご案内



チェックインカードがあれば、
ご来場時の署名なしで、
スムーズにチェックインして頂けます。
ポイントも貯まりますので、ぜひご利用ください。

お申し込みをご希望の方は、申込用紙にご記入の上、
彦根カントリー倶楽部フロントへご提出をお願い致します。



①スムーズにチェックインして頂けます。

朝の面倒な署名は不要です。受付時にフロントに
グリーンカードをご提示頂くだけで、**チェックイン完了**です。
ゴルフ場利用税非課税の手続きも省略できます。

②ポイントが貯まります。

ご来場1回につき、**下記のポイントを付与**させて頂きます。
ポイントは500ポイント毎に、**プレー料金から割引**させて頂きます。
※最終来場日から1年来場されなかった場合、ポイントは失効となります。

区 分	平 日		土日祝	
	1ラウンド	ハーフ	1ラウンド	ハーフ
グリーンカード 会員様	50	25	100	50

③直接ご予約頂けます。

お電話にて、カード番号とお名前をお伝え
いただければ、**直接ご予約**頂けます。
また、LINE@で友だち登録して頂きますと、
LINEでもご予約して頂けます。

LINE@登録は
こちらから



④お得な情報をお届けします。

お得なイベントや季節料金のご案内など、定期的に
ダイレクトメールをお送りします。



彦根カントリー倶楽部

〒522-0004 滋賀県彦根市鳥居本町2958
FAX 0749-22-4600

TEL 0749-22-0011 ご予約受付時間 9:00～18:00

※緊急の場合は、7:00～対応致します。お電話番号は、よくお確かめの上お掛け下さい。

✉ info@hikone-cc.com

彦根CCグリーンカード会員規約

第1条(名称・運営)

本会員組織は「彦根CCカード」と称し、その運営には平和観光開発株式会社(以下、「会社」という)があたります。彦根CCカードとは、メンバーズカード、ファミリーカード、グリーンカードの総称です。

第2条(会員)

本規約を承認の上で所定の入会手続きを行い、会社が承認し彦根CCカード(以下、「会員証」という)を発行した個人をいいます。

第3条(年会費)

カード発行料は500円、年会費は無料です。

第4条(入会手続)

所定のグリーンカード申込書兼グリーンカード登録お約束書に必要事項を正しくご記入のうえ、彦根カントリー倶楽部フロントへご提出ください。会員証を即日発行いたします。会員証の発行をもって正式なご入会となります。

会社は、申込者が以下の項目に該当する場合、入会申込を承諾致しません。

- 1.申込者が既に彦根CCカード会員となっている場合。
- 2.入会申込内容に虚偽、誤記、記入漏れがあった場合。
- 3.暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等である場合、または、過去においてこれらの者であった場合。
- 4.過去において、彦根カントリー倶楽部の正会員並びにファミリー会員資格取り消しを受けたことがある場合。
- 5.その他、会社が会員とすることを不適当と判断する場合。

第5条(会員証)

- 1.会員には、所定の手続き後会員証が発行されます。
- 2.会員は、チェックイン時に必ず会員証を提示しなければなりません。会員証のご提示がない場合はポイントサービスを受けることができません。
- 3.会員証は、記載された本人のみが利用でき、理由の如何を問わずこれを他人に譲渡もしくは貸与することはできません。
- 4.会員証の紛失や盗難により第三者に不正利用されたことが発覚しても、会社はその責を一切負わないものとし、カードの紛失及び盗難の場合、同会員証及び第6条に定めるポイントの再発行はいたしません。
- 5.一日の最大割引は、割引券とポイント合わせて3,000円までです。
- 6.会員証を紛失された場合、再発行料1,000円を申し受けます。

第6条(ポイント)

- 1.ポイントの有効期限は最終ポイント付与日から1年とします。有効期限をすぎた場合、利用累計ポイントは消滅いたします。
- 2.1回のチェックインにつき所定のポイントを付与いたします。カード発行当日はポイントは付きません。
- 3.ポイントは500ポイント単位でご利用いただけます。一日に使用出来る最大ポイントは3,000ポイントです。
- 4.ポイントの後日加算は出来ません。当日グリーンカードを持参された場合にのみポイントを付与します。
- 6.グリーンカードは、継続してフロントでお預かり出来ません。
- 7.1ポイント1円でカウントします。
- 8.ポイントは現金との交換は出来ません。

第7条(変更事項の届け出)

お届けの住所や連絡先等に変更があった場合、速やかにフロントまでご連絡ください。

第8条(退会)

会員はその申出により何時でも退会できるものとします。また、会員が以下に該当する場合、会員は自動的に退会するものとします。その場合も速やかに会員証を返還しなければなりません。

本カード情報の最終更新日から2年経過するまでの間、会社が定める方法で本カードの情報が更新されない場合。

第9条(会員資格の取消し)

会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止または、取り消すことができます。

- 1.会員が死亡した場合。
- 2.入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。
- 3.会員が本規約及び施設の利用約款に違反した場合。
- 4.会員証を本人以外が使用した場合。
- 5.会員が暴力団等反社会的勢力であると認められた場合。
- 6.暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等の同伴プレーを紹介をした場合。
- 7.その他本事務局において処分が必要とする行為があったとき。

第10条(会員の事故等)

会員は、自己の責任と危険負担において施設等を利用することとし、利用中に生じた盗難、傷害等の事故について、会社は一切責任を負いません。

第11条(終了)

彦根CCグリーンカードは、会社の都合により、本カードの利用を終了することができます。

第12条(規約等の遵守)

会員は、本規約および施設等が定める利用規則等を遵守しなければなりません。

第13条(規約の改正)

- 1.会社は、会員の事前承諾なく本規約の変更または追加及び利用料金、施設等やサービスの変更、追加及び廃止等内容の改定ができます。
- 2.前項の内容については、会社が自らが適当と判断する方法で会員にその旨を通知、または会社のホームページにて通知します。

ただし、法令等により会員の同意が必要な場合は、個別に同意を得て有効になるものとします。

第14条(協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、会社と会社側の顧問弁護士で協議し解決するものとします。

第15条(管轄裁判所)

会員と会社の間で紛争が生じた場合、会社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第16条(施行)

本規約は平成29年10月1日より運用開始。

彦根カントリー倶楽部 殿

グリーンカード登録申込書

年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日 歳
お 名 前			
ふりがな	〒		
ご 住 所			
電 話 番 号	— —	携 帯 電 話	— —
勤 務 先		役 職 等	
勤務先住所			
メールアドレス	@		
非 課 税 適 用 区 分 確認の方法	① 70歳以上 ② 18歳未満 ③ 障害者 ④ 他(1.国体選手 2.教育活動) ⑤ 65歳以上70歳未満 住基カード・学生証・運転免許証 保険証・障害者手帳・その他()		

・ご記入いただいた個人情報 は安全に管理し、倶楽部からの案内以外には使用致しません。
・本人確認できる資料(免許証、保険証など)のコピーを必ず添付して下さい。

彦根C.C.使用欄

カードNo.	登録No.	再発行:新カードNo.

平和観光開発株式会社
彦根カントリー倶楽部
TEL 0749-22-0011 FAX 0749-22-4600